

平成23年 9月 定例会（第304回） 09月28日-02号

第三百四回定例奈良県議会会議録 第二号

平成二十三年九月二十八日（水曜日）午後一時開会

-----

○副議長（浅川清仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二十九番今井光子議員に発言を許します。――二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） （登壇）日本共産党の今井光子です。質問に先立ち、今回、台風十二号、十五号でお亡くなりになりました方々に心からご冥福をお祈りし、被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。また、県職員をはじめ関係市町村の職員の皆さん、自衛隊、近畿地方整備局、警察、消防、関西電力やNTTなど、多くの皆さんが不眠不休で救援・復旧活動に従事しておられますことに心からの感謝と敬意を表します。

今、多くの県民がこれから一体どうなるのか先行きの見えない不安を抱える中で、財界に真っ先にあいさつに行き、アメリカ直結とも言える野田新内閣が発足いたしました。原子力発電所再開、増税や社会保障の改悪を民主、自民、公明を巻き込んで一気に進めようとする内閣です。日本共産党は野田内閣と正面から対決をして、国民の暮らしを守り抜く決意を申し上げ、私は、県政に係る重大問題から日本共産党を代表して質問いたします。

まず、台風十二号の対策について知事に伺います。

九月三日から四日にかけて四国・中国地方を横断した台風十二号は、奈良県に重大な被害をもたらしました。被災地では、行方不明者の救出に全力を挙げておられますが、道路、水道、電気、携帯電話をはじめとする通信手段が寸断され、被害の全容も解明できない状態が続きました。私たち日本共産党県議団は、災害発生の四日からすぐに手分けをして被災した市町村に入り、地方議員とともに現地自治体や住民からご要望やご意見を伺いました。その上に立って、奈良県の災害対策関連について質問いたします。

まず、初動体制のおくれについて伺います。

奈良地方気象台は、三十日から降り続いた雨が二日に千ミリメートルを超え、土砂災害の危険が極めて大きいことを呼びかけていました。住民は不安を感じながら、自主避難をするなど対応をとっておりました。県下では最初に九月二日の朝六時、十津川村現地災害対策本部が設けられ、二日じゅうには十の自治体で、三日には一自治体、四日に二つの自治体と、県下の十三自治体が災害対策本部を設置いたしました。

県が災害対策本部を設置したのは四日日曜日の朝八時三十分です。その時点では既に十二自治体で設置がされておりました。また、十津川村が自衛隊の派遣を求め、県が派遣を要請したのは四日の朝三時十五分とされております。その時点ですら本部が立ち上がっておりませんでした。

日本共産党に行方不明になっている方のご家族から一件の電話がありました。「もともと危険な場所に異常な大雨。危険箇所を予測して、もっと早く避難を呼びかけるべきではなかったか。県の危機意識があまりにも足りない」というやり場のない怒りの声でした。県は一日、一号警戒体制を、二日には二号警戒体制をとりましたが、災害対策本部が設置されたのは四日です。既に多数の死者、行方不明者が出ておりました。

十津川村役場の村長室には、村長みずからが書いた「住民の命を守る」「村民の苦しみ、悲しみの共有は心を慰め、連帯を強め、復旧のばねに」「村民に多くの情報を出すことは村民を勇気づける」というスローガンが掲げられていました。村を守ろう、住民を守ろうという必死の思いが伝わります。私も、野迫川村の村長、五條市の市長、川上村の村長、副村長、十津川村の副村長さんらに直接お会いいたしました。本当に必死の思いが伝わってきました。最前線で必死に頑張っておられる市町村長さんらと心を一つにして励まし、災害に立ち向かうのが知事の仕事ではないでしょうか。

国土交通省の防災業務計画でも、災害応急対策については、発生時において迅速かつ円滑な実施を図ると強調されています。災害では初動の立ちおくれは決定的です。知事は五日から奈良をあげたということについても問題はなかったとの認識ですが、これでは県民の理解は到底得られません。今回の災害時において、県の災害対策本部設置がおくれるなど初動体制に問題があったと思いますが、今後の対応も踏まえて知事の所見を伺います。

二つ目は土砂災害の対応です。

宇井地区の土砂災害で死者・行方不明者を出した五條市大塔町は、平成十七年九月、五條市に合併され、村役場も支所となりました。地元の住民は、目の前に役場があったときは、危ないとなればすぐに見に来て道を直してくれた。今は議員も職員も来ないと語っていました。村を残す、まちを残すことが住民の命と暮らしを守る上でいかに大切かを実感します。

奈良県における土砂災害対策の現状によれば、昭和五十七年から平成二十一年の間に土砂災害は百六十七回を数えておりますが、災害対策予算は、平成十三年の四十四億円をピークに、平成二十二年には二十六億円と四割も削減されています。土砂災害危険箇所は八千百八十六カ所にも上り、その整備率はわずかに二一％です。予算が少ない中で、土砂災害の発生の予測は、土木事務所の職員が目視でパトロールを続けておられます。ところが、市町村では、十二の市町村で土木技術職員はゼロ、県でも土木技術職員の四〇％が五十歳代で、ここ二、三年、団塊の世代の退職を迎えると専門職員の大幅減少になると聞いております。こんなお粗末な状態で土砂災害の危険から県民を守ることは到底できないと思います。

今回、深層崩壊によって、これまで危険とされていなかったところが崩落し、大量の土砂が川をせきとめ、あふれた水が家屋を流すという、これまで想定していなかったことが起こりました。国土交通省などから専門家集団の支援もいただいています。さらには、県は土木技術員が不足しているとして、他府県にも支援を要請しています。住民は、雨が降

るたびに土砂ダムの決壊の不安におびえ、家に帰りたいが、いつ帰れるかわからないと心配しています。

二次災害は絶対に防がなくてはなりません。土砂災害対策に対応する土木技術職員の現状はどうでしょうか。その上で今回の土砂災害復旧に向けてどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いします。

また、避難指示、避難勧告は市町村長の権限になっておりますが、実際は大変難しい問題です。避難指示を出しにくい理由として、山間地では安心して避難できる場所がほとんどないというのが現状です。また、市町村がハザードマップを策定しておりますが、過去の地すべりや崩落をよく調査をして、深層崩壊などの危険場所を想定したマップの見直しが必要です。

国土交通省が八月発表した深層崩壊マップでは、十九世紀末から日本で発生した百二十二件の深層崩壊の三割が紀伊半島に集中し、中央構造線など地盤が隆起したところで起きています。奈良県でも震災後たびたび震度三レベルの地震が起きています。現在の全国統一基準のハザードマップにも深層崩壊は想定されておられません。原因究明と予測対策を進めるために専門家を投入してよく検討し、深層崩壊も想定した抜本的見直しを国に要望していただきたいと思えます。

三つ目は、被災者支援と情報提供についてです。

福島県では、九十二歳の方が生き延びたにもかかわらず、避難所生活の中で迷惑になるからお墓に避難しますと遺書を残して亡くなるという悲しい出来事が生まれています。被災者の生活の支援と地域の復興支援は、極めて重要な課題です。

奈良県でも発生から既に三週間を超えました。二十五日、日本共産党が炊き出しに行った野迫川村の避難所では、散らさずしや熱いうどんなど歓迎されましたが、多くの方が疲れ切っていて、野菜不足によるヘルペスや避難所の寒さなどが訴えられています。仮設住宅ができるまで一カ月以上はかかります。いまだなお全県で五十二世帯百十八名もの避難が続いています。被災され避難されている方は困難のきわみにあります。少しでも苦難が軽減されるように、県の心を込めた支援を強く求めます。

そのためには、被災者救済への国の責任を定めた災害救助法を最大限活用することが必要です。災害救助法は、その費用を国と都道府県で負担すると定めており、市町村の財政負担は生じません。政府は都道府県負担分も極小化する方針です。市町村による炊き出しや食品の支給も災害救助法の対象です。避難所の被災者に限らず、住宅に被害を受けて炊事のできない被災者も対象です。

被災地では支援物資を中心にした食事の提供でたんぱく質や野菜不足が起こっています。さらに、避難所での生活が難しい高齢者、障害者、妊婦、新生児などの要援護者のために福祉避難所を設置することも対象です。介助員の給与、介護ベッド、ポータブルトイレ、おむつの費用など、必要な支援の実費が対象になります。

困難や不安を抱えている被災者に利用できるさまざまな制度を知らせ、手続の援助を行うことが重要です。被災者の救援に関する諸制度活用の手引を作成するなど、法を最大限に活用してすべての被災者の方が救済されるよう、きめ細かな支援をするべきだと考えます。現在どのように取り組んでいるのか伺います。

農機具が流された、旅館が水につかった、露天ぶろが土砂に埋まったなど、生活の糧が流される深刻な状況が起きています。生業については、災害救助法二十三条第一項第七号で生業に必要な資金の給与を規定しています。国は今日まで適用しておりませんが、法がある以上は生かすべきだと思います。要望しておきます。

山津波には勝てぬ、大雨が降ったらすぐ避難という八十二歳の元消防団長東さんの教訓をもとに、五條市大塔町辻堂の住民は、早目の避難によって、建物六棟が崩壊したにもかかわらず一人の犠牲者も出ませんでした。日ごろから過去の災害に学ぶことが大事ですと教訓を述べています。

住民からは、停電でテレビも電話も携帯電話もつながらず、今何が起きているのか情報が全くわからなくて大変不安だったという声を聞いております。災害を未然に防ぐためにも、住民への情報提供は重要です。防災情報をメール配信するシステム整備や、日ごろから住民に情報がきちんと伝わるように防災無線の点検などが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

四つ目は、今回の災害を踏まえたダム管理のあり方について質問します。

今回の集中豪雨では深層崩壊が発生し、大量の土砂が川をせきとめ、県内で五カ所の土砂ダムが発生しました。住民からは、上流にたくさんのダムがあるのに、なぜ事前に放流して大雨に備えておかなかったのか、最も豪雨の激しいときにダムが水を抜いたことで、今回大きな被害を生んだのではないかとの意見も出ています。熊野川には電源開発や関西電力の十一カ所の発電ダムがありますが、洪水時の調整機能がなく、発電ダムが事前放流していなかったことが明らかになっています。

七月十八日、五條市大塔町では、関西電力の水力発電用篠原堰堤の自動放流によりまして、河川管理を行っていた男性が突然の放流で流されてしまいました。幸い一命はとりとめましたが、同じ日、天川村では同じく関西電力の九尾ダムの下流で釣り人が流され、いまだ行方不明という事故が起きています。昭和五十七年の台風のときも、農林水産省管理の大迫ダムの放流で五條の河原でキャンプをしていた人が流される事故がありました。上流のダム同士の相互連携がなく、放流のサイレンが聞こえなかったなどが明らかになり、連携をとることになったと思います。

利水ダムは河川を利用して利益を上げている以上は社会的責任を果たすべきではないかと、熊野川懇談会で当時委員長だった江頭進治氏は述べておられます。設置主体の異なる同じ流域でのダムの連携管理、発電用のダムの治水利用のあり方など、今回の具体的検証が求められると思いますが、いかがでしょうか。

次に、大滝ダムの見通しについて伺います。

大滝ダムは、現在の大滝地区の地すべり対策が終了すれば、平成二十四年試験湛水、平成二十五年供用開始で進んできました。私も宮本衆議院議員と現地を見てきましたが、大滝ダムの周辺を走る国道一六九号の上から長さ五百メートル、最大でも幅二百メートルにわたり山腹の大半が大きく崩れ、大量の土砂と水が国道を越えて西谷橋をつぶし、下のダム湖に流れ込み、木が底に突き刺さったまま立っているという異様な光景でした。

崩落箇所は危険区域にも入っていなかった場所であり、住民の不安が強まっています。もともと地すべり地帯と言われていた場所ですから、ダム周辺の綿密な地形調査や安全の検証が必要です。復旧にはかなりの時間がかかると思います。国にダム及び周辺の地質を含めた安全点検を求めるとともに、今後のダムの供用の見通しをお聞かせください。

命の道の整備について要望します。

国道一六八号、国道一六九号は、これまでも土砂災害で通行どめは多々発生していましたが、今回の災害では橋が崩落するなど、道路の寸断が続いています。これは住民にとって命をつなぐ幹線道路です。復旧には二、三年かかるとも言われております。また、唯一の東西横断道路である国道四二五号は、酷道と言われるくらい危険な道路です。国道ですが、管理は県が委託されているものです。国道一六八号と国道一六九号を結ぶ横断道路二本は必要だと思います。安全な迂回路の確保を責任を持ってやっていただくよう要望いたします。国に対して早期復旧を積極的に求めるとともに、今後、これまで以上の管理を行っていただき、住民の命と暮らしを守る命の道を確保するよう要望しておきます。

林業対策について知事に伺います。

災害に強い森林づくりの指針です。

日本共産党が現地にお見舞いに行きますと、どこでも、山に人手が入っていないことを口々に言われています。千二百メートルを超える山の山頂までスギ、ヒノキの植林で覆われており、間伐も必要間伐の六割しか手入れがされておらず、木材を運搬しても採算が合わないために、山に切った木が放置され、ダム湖が木で埋め尽くされています。濁流で運ばれた木が家を直撃し、山を削り、橋を壊しています。

長野県では災害に強い森林づくりの指針をまとめています。平成十八年七月の災害以後、森林の土砂災害防止機能に関する検討会を立ち上げてまとめたものです。ここでは、適地適木、適正管理で土砂災害防止機能の高い森林とは、針葉樹と広葉樹が適度に入りまじった多様な樹種で構成され、下層植生が豊かで、樹幹が太く、森林根系がよく発達した健全な森林としております。

今回の災害を踏まえて、災害に強い森林づくりに取り組むべきだと考えます。県におきましても、早急に長野県のような対策指針を策定し、実行するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

公共事業の木材の活用について伺います。

今、森林を取り巻く状況は、戦後の植林がちょうど収穫期を迎えつつあります。森林の蓄積は、人工林を中心に毎年八千万立方メートルふえ、充実している資源を利用に結びつ

けることが重要です。国は、公共建築物における木材の利用の促進に関する法律を定め、昨年の十月一日から施行いたしました。公共建築物については原則木造化するという明確な方針を示しているところが三十道府県、数値目標を決めた計画を策定しているところが十三府県になっています。

計画をつくることは、民間建築物の木造化の推進に大きな波及効果が期待できます。兵庫県では、県立施設木造木質化五〇%作戦、県産木造受託十倍増計画、暮らしの中に木材を取り入れる運動などを進めています。木造校舎はインフルエンザの学級閉鎖が少ないという報告もあります。木材の持つさまざまな優位性が見直されています。国の法律の施行を受け、奈良県においても公共建築物の木材利用について具体化をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

原発からの撤退と自然エネルギーの活用について伺います。

ことし広島県で行われました日本母親大会に参加いたしました。全国から集まった八千五百人のお母さんを前に、福島県から参加した若いお母さんは、小学生の子どもと手をつなぎ、四歳の子どもを抱きかかえて発言しました。「この子たちの学校ではことはプールに入れません。秋の運動会も中止です。友達は皆よそに引っ越しています。私はこの福島で子どもを育てたいと思います。でも、夜になると、それでこの子たちの健康を守ってやることができるのかと思うと、涙が出てとまりません。」会場じゅうのお母さんが一緒に涙、涙でした。そして、原発をなくそうと誓いました。

八月末でいまだに福島原子力発電所の事故で十二市町村十萬一千九百三十一人が自治体外で暮らしています。ふるさとに帰れるめどがありません。原発事故はふるさとを奪い、水、空気、土壌を汚染し、子どもたちや原発労働者の被曝者を生んでいます。

ほかにかわるエネルギーがないわけではありません。あえて危険な原発に依存することは、もうやめようではありませんか。ドイツもイタリアも撤退を表明し、日本でも今月十九日、明治公園で大江健三郎氏などが呼びかけた、さようなら原発六万人集会が開かれ、県内でも各地で原発学習会や集会が開かれるなど、原発なくせの世論が全国に広がっています。また、二十六日には静岡県牧之原市議会で浜岡原発永久停止決議が可決されています。

八月七日、奈良県の革新懇が主催した高速増殖炉もんじゅの視察をしてきました。若狭湾沿岸に並ぶ十五基もの原発。十一カ所が関西電力です。運転開始から既に三十年を超える古い原発が八基、そのうち敦賀一号、美浜一号は四十年を超えています。世界の原発の耐用年数が平均二十二年から見ても異常です。その中にはアメリカでさえ稼働を認めない高速増殖炉もんじゅが含まれます。

原発事故や故障は、若狭だけでこれまで三百二十一件。これは、全国でこれまでに起きた原発事故七百二十八件の実に四四%を占めています。地質学者の石橋克彦氏は、若狭湾は活断層集中地域で、浜岡に次いで危険なのは若狭だと警告しています。被曝作業員は、

二〇〇九年だけで社員二千三百人、請負一万八千八百四人です。福井県原発全体で九千体近い使用済み核燃料が発電所に保管されています。

現地で四十年前から原発反対運動をしている明通寺の中嶋住職はこのように言いました。「原発を支えてきたのは格差と貧困。関西の皆さん、若狭の原発をとめても本当に大丈夫なのだということを本気で調べ上げてください。三十キロメートル圏内にある琵琶湖を命の水がめとして守りましょう。関西のそれぞれの都市に省エネ、節電に参加する緑の森を、災害時の避難場所になる緑地帯をもっとふやしましょう。国のシステムとして自衛隊を戦争のための軍事組織から、今回身を挺して活躍しているように、国内外で人命を救い、大災害を救援する憲法九条にふさわしい平和の組織に申請させましょう」と呼びかけられました。私もそのとおりだと思います。原発をやめたからといって、古いランプ生活に戻れと言っているわけではありません。政府も、自然エネルギーの発電能力は原発の四十倍あると試算をしております。

野田内閣総理大臣は、来年夏までに原発を再稼働すると表明しました。事故収束の見通しもない中、再稼働宣言は許されません。福井県では知事が、原発の再稼働は安全確認がされるまで認めないと表明しています。福井県の原発は奈良県から百キロメートル圏内に当たり、一たび事故が起きれば重大な影響をもたらします。福井県の原発再稼働を認めず、原発からの撤退を表明するべきです。知事の所見を伺います。

また、今後、奈良県における自然エネルギーの活用について、産業・雇用振興部の企画管理室と工業振興課の二課にまたがるのではなく、だれが見てもわかる専門の担当課を設けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、心の健康について医療政策部長に伺います。

今、私たちの周りに心の病気で苦しんでいる人が本当にふえてきています。適切な医療や身近な相談相手がいれば救われる人もたくさんいます。厚生労働省と国立社会保障人口問題研究所は、うつや自殺による社会的損失は二兆七千億円と試算しました。心の病にどう対応していくのかは県政の重要な課題です。現在、精神疾患のために医療機関を受診しているのは三百二十万人を超え、四十人に一人、生涯を通じて五人に一人は精神疾患にかかるとされています。精神疾患は、今や一部の人の問題ではなく、国民的課題です。

世界保健機構の個人と社会がこうむる損失を計算した健康生活被害指標によれば、日本では、がん患者百五十二万人、糖尿病二百三十七万人を抜いて精神疾患がトップ、三百二十万人です。日本の精神医療は世界からはるかにおくれをとっています。医療にかける予算を一・五倍に引き上げたイギリスでは、自殺率を減らすなど、大きな成果を生んでいます。日本では自殺者が毎年三万人以上、十三年間連続で続いています。

精神医療は体の健康に比べると位置づけが低く、医療法では一般病棟には十六人に一人の医師の配置ですが、精神科病棟では四十八人に医師一人と、三分の一の配置基準です。精神科の医師は、短時間にかかなりの数の患者さんを診察しなくてはなりません。精神科医

療にとって必要なことは人手と時間です。患者や家族の悩みは、よく説明してもらえない、話を聞いてもらえない、困ったときに来てもらえないなどです。

自殺する多くの人は、一度は精神科を受診している人が多いのですが、自殺するほど思い詰め、話を聞いてもらいたいと思って診察を受けたのに、短時間の診療で終わり。中には患者の顔もろくに見ず、パソコンに向かって薬を出しただけという事例も聞いています。これでは心の苦しみに寄り添い、命を救うべき精神医療の本来の役割が果たせていません。

県は、今年度から精神障害者アウトリーチ推進事業を始めました。多職種によって支える医療。病院まで行けず、悩み苦しんでいる患者さんに出向いていく医療。家庭や地域で看護師、精神保健福祉士、保健師などのチームによる専門的サービスと生活支援を受けられる仕組みは、先進国では主流になっています。当事者に直接サービスを届けることで早期支援、年齢に応じた就学や就職の援助などを進めることができます。家族支援も重要です。心の健康では家族の役割が大きく、これまで精神医療は家族の負担と犠牲の上に成り立ってきました。今後、介護者の困難を地域全体で支えられる家族への支援を強化すべきだと考えます。

奈良県の精神疾患を有する方の現状と、アウトリーチ推進事業や家族支援教室などの精神疾患患者に対する県の取り組みについてお聞かせください。

また、精神障害者は闘病が長期になることが多く、収入も減る中で医療費の負担は大変です。精神障害も障害者基本法に位置づけられておりますが、奈良県の福祉医療である心身障害者医療費助成制度から外されています。外来は月五百円で通院できるのに、入院が必要な重症者の場合は三割負担が必要です。精神障害者もほかの障害と同様に福祉医療制度にするべきです。この点を強く要望します。

次に、中学校給食と地産地消について教育長に伺います。

二〇〇九年九月、厚生労働省は、日本の子どもの貧困が一四・二%と発表しました。子ども七人に一人の割合です。三十五人学級なら五人が貧困ライン、これは可処分所得で年収百十二万円以下ということになります。

奈良県の学校給食は、小学校では一〇〇%と高い実施率を示しておりますが、中学校では学校給食は全体の約七割、生徒数では五二・四%と、全国平均から見ても低い実施率になっています。小学校のときは楽しみだった給食の時間が、中学校ではお弁当を持って行けず、苦痛になってしまう。等しく教育を受ける権利がある義務教育の場で心身ともに健やかに育つためにも、私はすべての子どもたちに中学校給食を保障するべきだと思います。

名古屋市教育委員会が、給食のない日の昼食と給食とを比較検討しております。これによると、中学生が必要とする栄養摂取量は、給食であれば充足されておりますが、家庭ではおよそ半分も満たしていないとしています。義務教育である中学校の子どもを体をつくる上でも、三度の食事の一回は栄養バランスのとれた食事がとれることになります。家庭の事情で弁当を持って行けないストレスを親子で感じることも防げるはずですが、また、今日のような猛暑が続く、夏場などは傷みやすい野菜が入れられない、梅干しを四つも入れ

ていくが、腐らないかと心配、子どもの好きなものを中心に、毎日同じものが多いなど、食の安全面からも検討が必要です。

一方、奈良県の仕事おこしをしていく上でも給食は大きな可能性を持っております。現在、完全給食未実施は、一部地域を除く奈良市、香芝市、大和高田市、大和郡山市、広陵町、田原本町、安堵町の七自治体三十三校、生徒数約一万七千人です。今、中学校の給食費の平均から計算すると、食材費に八億二千万円が発生します。小・中学校の実態から見ると、現在でも四十二億円の食材費が使われております。小・中学校のすべてで給食の実施が行われ、地元の食材を使うことができれば年間五十億円ぐらいになります。

例えばニンジンをどれぐらい使うのかで必要な作付面積を割り出し、農家と契約を結びます。もちろん天候の影響がありますので、余ったときは販売、不足するときは購入する調整を持った市場が必要です。すべて同じメニューである必要はなく、校区ごとに栄養バランスを考えつくることも可能です。

今治市では、学校給食の地産地消を通じて有機農業と食育のまちづくりを進めています。もともと自分たちがつくった安全でおいしい有機農産物を自分たちの子どもや孫に食べさせたいという市民の皆さんの熱い思いや行動がありました。地元のおいしい給食を食べて育った子どもたちが、将来、自分たちの地域に誇りを持ち、いろいろな地域と連携したり、いろいろな地域で活躍したりできるような人を育てる大事な取り組みです。

子どもたちが心身ともに健やかに育つために、中学校においても給食の完全実施を県下で行うべきだと考えますが、どうでしょうか。また、学校給食における地産地消の取り組みが重要だと考えます。実態を調査し、さらなる取り組みを進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

以上で、壇上からの第一問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○副議長（浅川清仁） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）二十九番今井議員のご質問がございました。お答え申し上げます。

台風十二号についての初動体制のご質問がございました。

今回の台風十二号につきましては、被害の発生に備えて、奈良地方気象台と連絡を密にして、本庁及び土木事務所において九月一日に一号警戒配備、九月二日に全部局体制でございます二号警戒配備をとりました。市町村や消防本部、ライフライン機関からの情報収集を行いつつ警戒体制を敷いたものでございます。

議員指摘のように初動対応が大事でございますが、その中で特に大事なものは市村長が大きな責任を持っておられます避難の指示・勧告、さらに救難・救助、また二次災害の防止でございますが、県としても全力で支援すべく連絡をとってきたものでございます。

九月三日におきましては、十津川村及び天川村と頻繁に連絡をとり、県南部を中心に被害や避難について、また救難・救助について常時最新の状況の把握と対応の検討を行いました。私自身も頻繁に電話の連絡をとったことでございます。

本県では、本部長であります私の出席のもとに第一回災害対策本部会議を開催した九月四日の午前八時三十分をもって災害対策本部の設置といたしました。九月三日の昼はそのような状況でございましたが、夜におきましては私から危機管理監に幾つもの対策の指示を出しました。具体的には、災害対策本部設置を早急に行うこと、また、九月四日の午前八時三十分には招集をすること、自衛隊の派遣要請を検討すること、災害現地状況調査の準備を行うことなど、包括的な指示を行いました。

また、九月四日の午前二時四十五分、十津川村から自衛隊派遣要請を求める連絡がございましたが、三十分後の三時十五分に自衛隊派遣を要請し、四時二十分に初動部隊が大久保駐屯地から出発するなど、迅速な初動対応を行ったものでございます。このような限りで初動対応のおくれはなかったものと思います。

災害発生時の初動対応は、避難、救難・救助、被害の拡大防止が大事でございます。とりわけ初動の中でもこれらの責任は市村長さんが持っておられますが、県としても全力で支援をしております。今後とも県の果たす役割は大きなものがございますので、市町村や消防、関係機関との連絡・連携体制をさらに強くし、適切な災害対応ができるように努めていきたいと思っております。

土砂災害への対応についてのお問い合わせがございました。

今回の台風十二号では土砂崩れが五條市、吉野郡で約八百五十カ所発生いたしました。大規模なものだけでも三十カ所以上が発生しております。

土砂災害に関しましては、本庁砂防課を中心に道路関係各課、河川課など土木部全体と農林部などが連携して対策を立案し、各土木事務所において管轄区域ごとに工事などの対応をしているものでございます。県庁全体で復旧を担う土木技術職員数は、近年の公共事業量の減少により、平成十七年四月に四百七十五人おりましたが、平成二十三年、六年後には三百六十二人に減少しております。

このたびの大規模な土砂災害に対しまして早急な緊急対応、復旧を目指し、国土交通省の支援、県庁内の他の土木事務所からの応援者を派遣、被害情報を把握し、対策の立案、施工監理に努めてきておるところでございます。

このような人員不足に対応するため、九月十日、十一日に関西広域連合及び福井県に職員の派遣要請を行いました。十月初旬には派遣を受け、被害を受けた現場の災害復旧に向けて業務を行っていただくものと思います。今後、災害復旧の事業量に応じて、関係機関に再度応援をお願いすることを含め、適切な体制強化を図っていきたいと思っております。

一方、市町村におきましては、土木技術職員が十分でないところがございます。各土木事務所による支援、職員の派遣を通じたサポートを行ってきておりますが、これからも県が市町村の業務を支援していく必要があるかと思っております。

なお、土木技術職員は、道路や河川など社会資本の整備と管理を技術的に担う重要な役割を果たしております。県民生活の安全安心で快適な生活を支える職であると認識をしております。本県といたしましても、今後ともその必要数の確保とともに、その能力の向上に努めていく所存でございます。

被災者支援とその情報提供のご下問がございました。

今回の台風に係る被災者支援につきましては、避難所生活が長期化していることを踏まえ、単なる応急的な支援だけでなく、快適に生活できるよう被災者の視点に立ったきめ細やかな支援を行っていきたいと思っております。

まず、県では、災害発生時の九月二日より県内の一市二町七村に災害救助法を適用し、避難所の設置や炊き出し等による食料提供などに係る費用負担、仮設住宅の供給など、住民の方々に的確な救助が実施されるよう主体的に取り組んでまいりました。特に五條市、十津川村、野迫川村の一市二村では被害が大きく、また土砂ダム決壊のおそれにより避難生活が長期化してございますので、避難所設置期間の延長や炊き出しその他の基準限度額の上乗せなど、災害救助法の弾力的運用についても国と協議し、必要な救助が行われるよう県としての支援をしているところでございます。

東日本大震災の際も、時間の経過とともに被災者の方々の支援ニーズが変化してまいっております。新たな被災者の要望を把握する必要があると都度あらうと思っております。九月二十三日から二十六日にかけて、県職員が一市二村の避難所を直接訪問し、被災者から直接お話をお伺いいたしました。その中では、食事における魚や野菜不足の解消や避難所の寒さ対策などの日常生活の要望に加えまして、買い物などのための交通手段の確保や一時帰宅時間の延長を望む声など、さまざまな支援ニーズを把握してきているところでございます。

県がこのように把握した被災者の方々の要望を踏まえ、被災者の方が一日も早く安心して暮らせるための仮設住宅の早期着工や各種支援制度の情報提供など、市町村をはじめ関係機関と連携し、今後とも被災者の生活再建に向けて県として全力で取り組んでいきたいと思っております。

そのような中で、被災者に対する情報支援のあり方のご指摘がありました。大変重要な点でございます。

住民に対しまして災害に関する情報を迅速・的確に提供することは本当に大事なことでございます。県では、河川課が提供しております「携帯版・奈良県 川の防災情報」という無料の携帯メールの配信サービスがございます。これは、登録すれば地震の発生や気象注意報、警報、河川の水位等の防災情報を自動的に受け取ることが可能となります。九月二十一日現在、二千六百二十八件の登録がございますが、県としてはさらに登録件数がふえるよう呼びかけていきたいと思っております。

また、市町村を基本的な単位として特定な地域の方の携帯電話のみに通知できるNTTドコモのエリアメールというのがございますが、避難勧告・指示などを住民に伝える際に

有効であろうかと思えます。東日本大震災を機に無料化されたことでもございますので、市町村に対し積極的な活用を今後とも呼びかけていきたいと思えます。

今回の災害で固定電話及び携帯電話が不通となった中で、県南部の役場との通信に防災行政無線が威力を発揮いたしました。防災行政無線の点検については、県庁からモニターによる監視を行っており、異常があれば直ちに対応することにより災害時に備えております。防災行政無線は、県と県内全市町村、県内全消防本部、ライフライン関係機関等の間でネットワークを構築しておりますが、今回の成果を念頭に置いて、今後もより安全・的確な情報伝達ができるよう、質的向上を図りつつ適切な更新整備を検討していきたいと思えます。

このほか住民への迅速・円滑な災害情報の伝達について、より効果的・効率的な方法等を市町村とともに研究をしていきたいということも考えております。

ダム等の管理等についてのご質問がございました。

五條市及び吉野郡の地域には、建設中の大滝ダムを含め、国土交通省、農林水産省、電力事業者が設置いたします十四のダムがございます。このうち発電用ダムは九個ございますが、十四のすべてのダムについて国土交通大臣がダム操作規程の承認を行い、河川管理者として指導監督を行っておられます。

また、河川法第四十四条では、一定の規模を有するダムについては、河川管理者の指示に従い、予備放流等の水位の調節の措置をとるべきことが定められております。発電用ダムのうち四つのダムがその対象となるダムでございます。今回の台風ではいずれもダムの水位が予備放流を行うべき水位より低かったため、予備放流でさらに水位を下げることはございませんでしたが、その後、流入量より放出量を抑えて、貯留を行いながら放流を行ったと聞いております。

今後、今回のような豪雨も想定して、ダムの洪水調節について弾力的な対応が必要と考えることでもございます。発電用ダムの治水利用のあり方、ダム管理者の連携については、国において必要な検討や指導が行われるものと考えますが、今後、県といたしましても電力事業者から発電用ダムの洪水調節の状況についてヒアリングを行い、今回の事例を踏まえた今後のあり方についてしっかりと検証していきたいと思えます。また、その結果等を踏まえて、国に対して必要な働きかけを行っていく所存でございます。

大滝ダムについてのご質問がございました。

大滝ダムは、現在、大滝地域の地すべり対策工事を実施中でございますが、今回の台風十二号により川上村役場から約三百五十メートル下流の左岸側において大規模な土砂崩れが発生いたしました。被災現場は相当な規模でございます。県から国への支援要請を行い、国の研究機関の専門家が九月十八日に現地調査を行いました。また、ダムに流入している土砂につきましては、水位が低下し、全体の流入状況を把握してからの検討になると、ダムの管理者である国の紀の川ダム統合管理事務所から聞いております。今後は、国とも協議しながら速やかに具体的な工法など復旧計画を策定する所存でございます。

貯水池斜面の安全点検についてのご質問がございましたが、国が平成十七年度から、大滝ダム貯水池斜面再評価委員会が詳細調査候補地として抽出した五地区で計器観測による斜面の監視を行っておられます。今回の災害におきましては、この五地区の観測データに異状はないと聞いておりますが、災害後のダム貯水池斜面の安全性については、国に対して十分な安全点検を改めて求めていきたいと思っております。安全点検等により平成二十五年度の供用スケジュールに影響が出ないよう、しっかりとした工程管理もあわせて求めていきたいと思っております。

さらに、大滝ダム周辺の地元住民の方々に安心してもらうことが重要でございますが、点検後の安全性について十分な地元説明を行うとともに、斜面監視の徹底により今後もさらなる安全性の確認を行うよう、国に対し要望していきたいと思っております。

また、命の道の整備についての要望がございました。重く受けとめさせていただきたいと思っております。

林業対策についてのご質問がございました。

植林と災害防止との関係でございますが、今回の林地崩壊は、表層崩壊にとどまらず、いわゆる深層崩壊が多数発生したと思っております。多少根の深い木を植えても役に立たなかったのではないかと専門家の指摘がございました。根こそぎどころか、根の相当下のところから斜面が崩壊した現場が写真で確認されております。このため、県といたしましては、(仮称)国・三県復旧・復興対策合同会議において発生メカニズムの解明を行うとともに、森林の整備が山地災害の防止にどのように寄与し得るかについても検討をしていただきたいと思っております。

県といたしましては、合同会議における検討結果や他府県の取り組み事例も研究の上、山地災害の防止と森林整備のあり方について取りまとめ、災害に強く、希望の持てる紀伊半島づくりを進めていきたいと考えております。

また、林業対策の具体化の方向についてのご質問がございました。

林業・木材産業を取り巻く環境が厳しい中で、公共建築物等における県産材利用は、本県の林業・木材産業の振興にとって極めて重要な取り組みだと考えてきております。また、県民の利用頻度の高い公共建築物の木造化や内装の木質化を図ることで県民の方々に木のよさを知っていただく機会がふえ、民間建築物における木材利用を促進する効果を期待しておりますので、公共建築物における木材利用を積極的に県としては推進する考えでございます。

しかし、公共建築物等の整備において木材利用を進めるに当たっては、さまざまな解決すべき課題もございます。具体的には、供給者側の課題といたしまして、山側での素材生産コストの縮減でございますとか、木材業界における流通の簡素化によるコストの縮減、また、製品の安定した品質の確保、また、価格の明確化などが課題でございます。また、発注者側の課題といたしましては、施設の利用目的や利用者の視点に立ち、木材の特性やよさを引き出すためのデザインの整理が必要かと思っております。また、耐久性を高めるために

奈良県の気象条件に合った木材の使用箇所や素材選定などの建築仕様の検討なども、その現場に合った課題でございます。

これらの課題解決に向けまして、現在、木材関係団体と協議しながら、木材の品質や価格の明示ができる製品リストの作成にも取り組み、具体的な作業をしております。さらに、近々、県、市町村と木材関係団体や建築関係団体とで構成する県木造・木質建築物等整備促進連絡会議を立ち上げたいと思っております。供給者側と発注者側で幅広く意見交換を行いながら、協議・検討を進めていく予定でございます。県として実効性のある基本方針を取りまとめ、公共建築物への県産材の利用が林業・木材産業の活性化に結びつくよう取り組んでまいりたいと思っております。

原発からの撤退と自然エネルギーの活用についての所見のお問い合わせがございました。

我が国の電力供給に占める原子力発電の割合は、全体の四分の一を超えております。これにかわるべき電力源は即座に見当たらない状況でございます。また、原子力発電の供給量に見合う節電を行う場合、四分の一の量でございますので、民生・産業に大きな影響を与えることも懸念されますので、長期的には、できるだけ原子力発電の依存度を下げる努力をするとともに、多様なエネルギー源を探索していくべきであると考えております。

奈良県は原発立地県ではございません。また、エネルギー政策は国が中心となって行っておられますが、定期検査後の原子力発電所の再稼働については、県民や国民の生命、財産を守るという安全第一の視点に立って、原発立地県及び近隣、その他の府県、国民にも十分説明し、理解を得られるようにして再稼働することが望ましいと考えております。

原発立地県の福井県知事は、国において事故の原因を探求し、それに基づく安全対策の新しい基準を示さなければ再稼働は認められないとの姿勢でおられます。それを本県は支持しております。

また、再生可能エネルギーの再利用については、太陽光、バイオマスをはじめ多様なエネルギーの活用可能性も考えられますが、庁内の関係課を中心として民間をも含めた五つのワーキングチームを設けて検討を進めたいと思っております。それらの検討内容なども踏まえて総括的な議論を行う、例えばエネルギー利活用研究会を設置することも考えております。

県におけるエネルギー対策の所管は産業・雇用振興部で担うことにしておりますが、エネルギー利活用の検討を進める中で、必要であれば新しい組織も検討したいと思っております。

私に対する質問は以上でございました。

○副議長（浅川清仁） 武末医療政策部長。

◎医療政策部長（武末文男） （登壇）二十九番今井議員の私に対するご質問は、心の健康について、心の病に苦しんでいる人に対する県の取り組みについてでございます。

まず、本県の現状ですが、精神疾患を有する患者数は、精神通院医療費公費負担受給者が平成十三年には約五千人が、十年間で約一万二千人に倍増しております。精神保健福祉手帳の保持者も、十年間で千五百人から約五千人に増加いたしました。また、平成二十年患者調査による精神科病院への推計入院者は約二千四百人で、本県の平均在院日数は約三百五十日で、これはほぼ全国の平均並みとなっております。

しかし、長期入院になるにつれて家族とのつながりが絶たれることから、県としては、入院医療中心から地域生活支援へ転換する観点より精神障害者アウトリーチ推進事業を実施しているところでございます。

この事業は、治療中断者やみずからの意思では受診が困難な精神障害者に対し訪問による支援を行い、できるだけ入院せずに在宅生活を継続させることを目的としているものでございます。具体的には、本年七月、奈良市内の吉田病院に事業推進室を設置しまして、精神科医、看護師、精神保健福祉士等によるチームが活動を始めたところでございます。

一方、精神障害者については、状態の急変時における医療の提供等が不可欠なため、緊急的な精神医療相談を受け付ける精神科救急医療情報センターの運営、県立医科大学精神医療センターでの緊急措置入院等の受け入れ、八病院輪番制による精神科救急医療システムによる休日夜間における診療体制の整備をしているところでございます。

また、精神障害者本人だけでなく、その家族も支える観点から、地域における相談支援体制の充実は言うまでもないところでございます。家族同士による支え合いもやはり重要でございます。現在、精神障害者家族会連合会が行う研修事業に対する助成を行っておりまして、今後の家族支援のあり方についても、家族会の皆さんと相談しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（浅川清仁） 富岡教育長。

◎教育長（富岡将人） （登壇）二十九番今井議員のご質問にお答えいたします。

私には、中学校給食の完全実施と地産地消の取り組みが重要だと考えるが、さらなる取り組みを進めるべきだが、どうかというお尋ねでございます。

平成二十二年度の県内の中学校給食の実施状況は、百七校中、完全給食が七十四校、六九・二％になります。ミルク給食が四校、三・七％、合わせて七十八校七二・九％でございます。ご指摘の完全給食の未実施は、一部地域を除く奈良市や大和郡山市など四市三町となっております。

学校給食の意義につきましては、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することは、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろん、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材であることから、このこととあわせて、法律上も学校の設置者は給食の実施に

努めなければならないことを各種会議等で幾度となく学校関係者に伝えているところでございます。

ただ、学校給食の実施につきましては、市町村で初期投資や毎年の運営経費に相当な財政的負担もあることから、未実施市町でも検討会等で議論中でございますが、実施の決定には至っていないのが実情でございます。

今後とも、県教育委員会としましては、未実施市町に具体的な実施方法に対する助言や国庫補助の算出などを通じてアプローチしてまいりたいと考えます。

次に、地産地消につきましては、平成二十二年度文部科学省の学校給食における地場産物の活用状況調査で本県は二五・六%の地場産物活用状況であり、おおむね調査のあります平成二十一年度調査の全国平均二六・一%と同様の現状となっております。

県教育委員会では、食育担当者、栄養教諭、学校栄養職員の講習会等を開催し、地域の自然や文化に理解を深めるなどの地産地消の教育的意義を啓発するとともに、平成二十二年三月には奈良県の郷土料理集を作成、県内の公立学校及び地教委へ配布し、地場産物の調理方法にも研修を深めておるところでございます。

今後とも、地場産物を用いた食品の開発等にも力を注ぎながら、地産地消を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（浅川清仁） 二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） ご答弁ありがとうございました。

まず、震災の初動の体制の問題ですけれども、自衛隊の派遣を県の方がされておりますが、この自衛隊の派遣につきましては、自衛隊の災害派遣の要請は知事が行うというのが災害派遣要請の手續に、これは奈良県の地域防災計画の中で定められておりますし、自衛隊法の中でも知事が行うというふうに定められております。県の資料を見ますと、報道資料では知事が派遣の要請を行ったというふうになっておりますが、別の資料を見ますと、危機管理監が行ったというふうになっておりまして、派遣要請はどなたがされたのか、その点、お伺いをしたいと思います。

それから、被災地のところのいろいろなご意見、ご要望を聞いていただいているということなんですが、私どもも現地に行って聞いておりますと、例えばホテルの従業員の方、五十人が雇用されて、三十人が非正規の雇用の方だということです。たちまち来月から収入が入ってこないから一体どうするのかというような、目の前にそういう課題が来ておまして、そうしたところに対しまして岩手県などでは、こういうような場合は弁護士に相談するとか、こういうことは土地家屋調査士に相談するとか、いろいろ相談窓口を設けて、現地で相談会を開いたりとか、非常にきめの細かな対応をされております。私も、奈良県

でぜひそうした対応をしていただきまして、不安をなくすようにしていただきたいと思えます。

また、今の制度ですけれども、例えば雇用保険での災害対策を見ましたら、ハローワークでも相談を受け付けるというふうになっているんですけれども、六カ月以上雇用保険に加入している人しか対象になっていないとか、それから、またもとの職場に復帰できるめどがあるというのが条件になっていたりとかということで、いろいろ制度は並べても、実際使おうと思えば何も使えるものがないというのが結構あるように思います。災害救助法の第二十三条のところには九つの救助の種類が書いてあります。ここに、都道府県知事が必要があると認める場合には金銭の給付ができるというような項目も入っておりますので、こういうような制度があって、適用するかしないかではなく、実際その人が何に困っているので、どのような援助が必要かという、そういう立場で県の金銭給付も含めて対応をしていただきたいと思えますが、その点につきましてお考えをお伺いしたいと思えます。

それから、木材の活用の問題で、いろいろ協議会を設けたりされるということでお話を聞いたんですけれども、これを質問しようと思ひまして準備を始めましたころは、全国で七つの県だと聞いておりましたのが、もう既に十三県ということで、他府県がこの問題では早い取り組みをしております。奈良県もぜひ、こうした状況を踏まえて、実効ある県産材の活用ですね。病院の建替えとか、いろんな施設の建替えの問題なんかありますけれども、内装材に使うとか、そうしたことを具体的に検討していただきたいと思えます。それについてのご意見を伺います。

それから、学校給食のところです。学校給食は、ちょうど一年前に宮本議員が質問をいたしまして、未実施のところについては何が問題かいろいろ調べてみるということで、当時お答えをいただいております。今のお話を聞きましたら、市町村の初期投資のことというようなお話を伺いましたけれど、国庫助成の算出などを示していただけるということで、市町村がどういうふうになればできるかということをしていただきたいと思えます。その点、もう一度、お答えをお願いしたいと思えます。

○副議長（浅川清仁） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） まず、第一問、自衛隊の災害派遣は知事の権限でございますので、私の名で行わなきゃいけないと思ひますが、実際に連絡するのは危機管理監でもいいものと思っております。私は自衛隊の派遣を指示しておりますので、そのように危機管理監が連絡したものでございます。

それから、ホテルの従業員などの雇用のことでございますが、雇用をどう確保するか、また、紛争などのときの調整・保護をどうするかというご質問だと思います。雇っておられる方も雇用を維持するのに困っておられる面もございまして、そのあたりは難しい問

題でございますが、一つの考え方として、現地で発生します市とか村の臨時雇用といいま  
すか、市とか村の職員に臨時的に雇ってもらうということもひとつ考えられます。瓦れき  
の処理なんかは男の人が中心になると思いますが、女性でもそのようなことが可能かどう  
か、具体的な調整・検討を進めたいと思います。

また、ホテル宿泊、旅館でございますと、今、お客がないので解雇、雇用停止というこ  
とになりますが、先ほどちょっと申し上げましたように、今回の補正予算の中で、現地で  
会議をしていただく場合に助成をすると、あるいは宿泊券を発行するというようなこと  
もしておりますので、そのようなことを利用して現地に訪問が発生すれば、一つの雇用の道  
につながるものと思います。その他いろんなアイデアが発生すれば、その都度対応してい  
きたいと思います。

木材活用について、公共建築物への活用も一つの道でございますが、先ほど申し上げま  
したように、供給側と需要側のマッチングというのも大変重要でございます。そのような  
協議会をつくるとともに、今後、持続的に県産材が使われるような仕組みが必要かと思っ  
ております。そのようなアイデアが出れば積極的に予算を議会にもお願いしていきたいと  
思っておるものでございます。

○副議長（浅川清仁） 富岡教育長。

◎教育長（富岡将人） 給食でございますが、初期投資は、これ、奈良市がインターネッ  
トに上げているものでありますけれども、奈良市が試算しております、センター方式で  
二施設をつくと。中学校十六校に対応する、つまり九千食に対応するものとして初期投  
資が二十二億五千万円ぐらいを想定しております。いわゆる毎年の運営経費が二億五千万  
円ぐらいを挙げております。

これは大和郡山市が実際に平成十六年に小学校五校で二千五百食の給食センターを建て  
たときの金額からいうと、約六割ぐらいの金額でしか上がっておりません。そのときに大  
和郡山市が国庫補助を受けましたのは、まず、設備投資の初期投資の十億五千万円ぐら  
いでございますが、そのときの国庫補助が六千九百万円ございました。この六千九百万円  
に当たる部分は、国庫では二分の一を補助するという規定になっています。ただ、現実  
には国の示した単価を掛けて算定するものですから、実額としては二分の一までは到底行  
かないと。どちらか安い方と、こうなっております。

こういうことも含めまして、我々は市町村にお話をし、その結果として検討会なんか  
が発足していつている、こんな状況でございます。

○副議長（浅川清仁） 二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） ありがとうございます。

災害のときにやはり知事の果たす役割というのは大変大きいというのをいろいろ調べる中で感じました。私は、やはり知事が緊急のときに直接連絡をとってすべきではなかったかというふうに思っております。そうしたことでご意見を申し上げておきたいと思いません。

-----